

令和3年度滋賀県介護支援専門員法定研修一覧 (令和3年2月時点)

研修名	コース	実施時期	案内時期	定員	受講対象者	時間数	受講料	実施機関	
実務研修	平日コース	12~3月	10月 (×12月)	合格者	○実務研修受講試験の合格者	91時間 +実習	43,680円	滋賀県社会福祉協議会 (滋賀県社会福祉研修センター)	
	休日コース	1~4月							
現任研修	専門課程Ⅰ ※①	Aコース	5~6月	各100名	○実務現任者(現在、介護支援専門員業務に従事している者)で、証の有効期間内に実務経験が <u>専門課程Ⅰでは6ヶ月以上、専門課程Ⅱでは概ね3年</u> ある者	56時間 (9日)	26,880円		
		Bコース	6~7月						3月 (×4月)
		Cコース(休日)	5~7月						
	専門課程Ⅱ ※②	Aコース 1日2科目(5日間)	7~9月	各100名					4月上旬 (×5月)
		Bコース(長浜会場) 1日1科目(8日間)	7~9月						
		Cコース(休日) 1日1科目(8日間)	7~10月						
Dコース 1日2科目(5日間)	9~11月	6月下旬 (×7月)							
Eコース 1日1科目(8日間)	9~12月								
更新研修Ⅰ (実務経験者)※①	専門課程Ⅰ	現任研修の専門課程Ⅰに準ずる			○実務現任者で、証の有効期間内に <u>実務経験6ヶ月(専門課程Ⅱは概ね3年)に満たないが、令和4年12月31日までに有効期間満了日を迎える者</u> ○ <u>実務経験者</u> (今は現任でないが、証の有効期間内に実務経験が1ヵ月以上ある者)で、 <u>令和4年12月31日までに有効期間満了日を迎える者</u>	32時間 (5日・8日)	15,360円		
	専門課程Ⅱ	現任研修の専門課程Ⅱに準ずる							
更新研修Ⅱ (実務未経験者)※③	休日コース (更新研修Ⅱと再研修は同時開催)	8~11月	6月上旬 (×7月)	200名	○証の有効期間内に実務経験がない(実務経験1ヵ月未満)者で、有効期間満了日の概ね1年前の者 ○有効期間満了者で、再度、証の交付を受ける者 ○登録から5年以上経過後、証の交付を受ける者	55時間 (10日)	26,400円		
								再研修	
主任研修	平日コース	9~12月	6月中旬 (×7月)	100名	○主任介護支援専門員の資格を取得する者	70時間 (12日)	33,600円		
主任更新研修 ※④	Aコース	8~10月	5月下旬 (×6月)	150名	○主任介護支援専門員の有効期間を更新する者	46時間 (8日)	22,080円		
	Bコース	8~12月							

※令和3年2月時点の予定です。詳細は決まり次第、県および研修実施機関のホームページに掲載します。裏面にも注意事項等を記載していますのでご確認ください。
 ※滋賀県登録の方や証の有効期間満了日が近い方を優先して受講決定します。定員を超過する等の場合、証の有効期間に余裕がある方は受講をお断りする場合があります。あらかじめご了承ください。
 ※主任研修以外は、受講料の他に別途テキスト代が必要です。
 ※【フローチャート】(黄紙)と合わせてご確認ください。

令和3年度滋賀県介護支援専門員法定研修一覧 (令和3年2月時点) **裏面**

1. 研修の案内等

各研修の案内は、随時、県や研修実施機関のホームページに掲載するほか、研修実施機関から介護支援専門員必置の事業所・施設に案内を郵送します。案内の個別送付は行っておりませんので、各自でホームページ等をご確認いただき、研修申込期間中にもれなくお申込みいただきますようお願いいたします。

なお、研修の申込時期等、研修の詳細は、決まり次第、随時ホームページでご案内いたします。ご自宅でインターネットがご使用いただけない場合、案内を郵送いたしますので当課までご連絡ください。

2. 研修の受講地

原則として、介護支援専門員の登録を行っている都道府県です。他の都道府県で受講する場合、研修の受講地変更の手続きが必要です。手続方法は、登録地の都道府県にご確認ください（滋賀県登録の場合、下記の間合せ先までご連絡ください）。

3. 研修の修了日

研修の全科目を修了しなければ、修了証明書は交付されません。研修修了日（修了証明書交付日）は、原則として、研修最終日（未修了科目の補講がある場合は補講日も含めた研修最終日）から概ね3か月後に提出する研修記録シートの確認後（実務研修、更新研修Ⅱ、再研修は受講直後の研修記録シート確認後）となります。証の有効期間内に余裕をもって修了できるコースでお申し込みください。

4. 主任介護支援専門員研修の受講要件

利用者の自立支援に資するケアマネジメントが実践できている者（研修申込時に居宅サービス計画等を提出していただきます）であり、**専門課程Ⅰおよび専門課程Ⅱを修了し、次の①～④のいずれかに該当する者**です。

- ① 専任として従事した期間が通算して5年以上（管理者との兼務期間は算定可）
- ② ケアマネジメントリーダー養成研修修了者又は認定ケアマネジャーであって専任として従事した期間が通算3年以上（管理者との兼務期間は算定可）
- ③ 主任介護支援専門員に準ずる者として、現に地域包括支援センターに配置されている者
- ④ その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者（県が適当と認める者）

5. 主任介護支援専門員更新研修の受講要件

次の①～⑦のいずれかに該当する者です。主任介護支援専門員の有効期間満了日の概ね2年前から受講できます。

- ① 介護支援専門員**法定研修**の企画や、講師・ファシリテーターの経験がある者（1回でも可）

- ② 地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者
- ③ 日本ケアマネジメント学会および介護支援専門員連絡協議会（日本協会、近畿、県）が主催する研究大会等において、演題発表等の経験がある者（共同研究者は非該当）
- ④ 日本ケアマネジメント学会が認定する認定ケアマネジャー
- ⑤ 介護支援専門員実務研修の実習指導者の実績がある者（主担当のみ対象）
- ⑥ 滋賀県主任介護支援専門員地域同行型実地研修をアドバイザーとして受講した者
- ⑦ 主任介護支援専門員の業務に十分な知識と経験を有する者であり、県が適当と認める者

【主任更新研修受講要件に関する注意事項】

※各要件は、**令和3年度を含め過去5年の間のうち研修申込時点までに満たすもののみ有効**です。なお、2回目の主任更新研修を受講する方は、**前回の主任更新研修修了日以降から研修申込時点までに満たすもののみ有効**です。

※要件②について、研修の回数は毎年4回以上が理想ですが、特定の年（例：1月～12月、8月～7月等）に4回以上で可です。何日間か続く研修は1日を1回と数えます。

※要件②について、研修として認めるのは、**介護支援専門員連絡協議会（日本協会、近畿、県、圏域ブロック）、日本ケアマネジメント学会、地域包括支援センター・国・県・市町、社会福祉協議会等が実施する介護支援専門員を主な対象とするものであり、介護支援専門員業務の質の向上に真に資するもののみ**です。

※要件②の**非該当となる研修例**：地域ケア会議、事例検討会、他法人の居宅介護支援事業所と共同して実施する事例検討会や研修会、事業所内研修、地域包括支援センター職員対象研修（介護予防プラン作成およびケアマネジメントに関する研修は除く）、多職種を対象とした研修（多職種連携懇談会、多職種連携研究会、多職種連携事例検討会、多職種連携会議等）、市民講座のように専門職向けでない内容のもの、内容が意見交換や情報共有のみの研修

6. 令和3年度主任介護支援専門員更新研修の受講対象者

「5. 主任介護支援専門員更新研修の受講要件」を満たす者のうち、**①平成30年度までに主任介護支援専門員研修または主任介護支援専門員更新研修を修了した方が対象**です。なお、定員を越えた場合、介護支援専門員証や主任介護支援専門員の有効期間満了日が近い方を優先して受講決定させていただきます。

お問合せ先

滋賀県健康医療福祉部医療福祉推進課 介護・福祉人材確保係
TEL：077-528-3597 FAX：077-528-4851